

**風水害・雪害・地震など大規模な災害が起きた際に、地域全域を現場感覚で把握している「直営職員」の強み!!**  
**～今後も起こりうる自然の猛威に対し、迅速な復旧を成し遂げるために必要な対策とは～**



日本は特に"自然災害"が多く起きる国であることから、今後も想定されているものには『首都直下型地震』『南海トラフ巨大地震』『富士山大噴火』があるほか、地球温暖化に伴う異常現象による猛烈台風および集中豪雨による大規模水害(洪水・土砂災害)、竜巻等による災害が様々な場所で起きることは不思議ではありません。  
 その際に膨大な"災害廃棄物"が発生し、適正に処理する体制を構築することこそが、各地方自治体における重要な責務であることは、言うまでもありません。

廃棄物行政に精通した経験豊富な直営職員を、今後も一定の人数確保を実現するには民間業者にとって採算が合わないために、実施しづらい分野の廃棄物\*についての処理(収集業務)等を含め、高齢化社会に対してのゴミ出しサポート事業の更なる強化(独り暮らしのお年寄り、お年寄りだけで生活の世帯等への負担軽減)・改善(大型ゴミの排出負担の軽減)、在宅医療廃棄物の収集(市内在住で在宅医療を受けている方を対象)、子育て世代の負担の軽減(主に一人親家庭、一人で妊娠・出産を迎える方をサポート)等にも着目しながら、新規収集業務としての『新たな市民サービス』を充実させることも大切であります。



ゴミステーションまで運ぶのが高齢者には負担増!!

- ※ 一般家庭で処分・処理等について困難を極める廃棄物……廃棄物処理業者・購入先・専門窓口等で対応
- 有毒性・危険性・有害性若しくは引火性のある一般廃棄物
    - …… 塗料、農薬、薬品などの家庭系有害廃棄物類、適正処理困難物類、家庭系医療廃棄物類
  - 著しく悪臭を伴う一般廃棄物
  - 規則で定める長さ・重さ等の著しく大きい一般廃棄物(長い辺が2m以上、重さ55kg以上)
  - 販売店・取扱店・各コールセンター等でのお問い合わせが必要なもの
    - …… バッテリー、廃タイヤ、自動車、バイク、消火器、プロパンガスボンベ等



京都市・移動式拠点回収

家庭内において、塗料・農薬・薬品などの有害性を伴う製品が使われることも多くあり、不要になれば『適切』に排出処分されることが望ましいのですが、これまで「注射針→医療機関で回収」「水銀含有電池類→販売店で回収」等の事業者責任において「個別回収」する制度は進みましたが、農薬および薬品類は有害性(危険性)があるため、販売店が製造元に相談して処分する方法がないため、販売していないお店が引き取ることも困難なため、馴染みの無い「廃棄物処理業者」に依頼するしかなく、本来であれば各地方自治体が関わる必要性が大いにある『廃棄物』であるとも言えます。

京都市では、2014年11月から「移動式拠点回収事業」として資源ゴミ回収(18品目)と合わせて有害危険ゴミ\*の4品目の回収も行っています。市内の学校や公園等へ、職員が地域に直接出向いて「回収拠点」を設置し、開催日の事前に広報および看板等で周知して、地域住民に当日持ち込みしていただく形で実施しています(地域毎に概ね現在:年4回で約400箇所に設置)。

- 有害危険ゴミ…… ①石油類(ガソリン) ②医薬品・農薬 ③化学薬品、塗料、ワックス、絵の具 ④洗浄剤 【京都市基準】

公衆衛生の確保および生活環境の保全等のためには、適正にゴミを処理するという基本的な役割に加えて「発生抑制」「再資源化」「再利用」「発生回避」の"4R対策"をはじめ、地球温暖化対策、脱炭素「実質0」社会(温室効果ガス排出量を森林・海洋等を除く)への取り組み、循環型社会への構築に向けた総合的な環境行政が求められています。

石川県内でも新型コロナウイルス感染(変異ウイルス)が拡がりをみせるなかで、外出自粛による影響でゴミ収集にも「ゴミを媒体とした感染を防ぐ対策(使用済みマスク&ティッシュペーパー等の排出)」も含め、収集現場での住民との直接対話等での接触により、相手方の市民が濃厚接触者として認定(PCR検査要)される事態を避けるためにも、あらゆる想定をしながらの業務遂行ともなれば、最善策(マスク・手袋等の着用厳守)および対策(消毒徹底・距離感等に配慮)を図りながらの「細心の心構え」が必要不可欠であり、長く続く『不測の事態』にも如何にして『直営職員』としての市民サービスの充実に努められるかが、今は試されているのかも知れません。

昨今のコンビニおよびスーパー等でのレジ袋有料化、テイクアウト(持ち帰り)等の実施から「食べ歩き」「チョイそこ食事」が蔓延る風潮が生まれ、環境破壊の原因となる『プラスチック製ゴミ』が多く「ポイ捨て」され、道を歩けばストローク付ドリンク、使い捨てマスク、スプーン、ペットボトル、タバコ、あき缶、ティッシュペーパー等が当たり前のように落ちていくのが現状です。誰かが片付けるだろう、誰かが拾うだろう、誰かが綺麗にするだろう……考え方を変えれば『だらう主義』は「期待」も秘めているのかも知れません。つまり、ポイ捨て(市民)の期待に応えるのも「大切な業務(サービス)」なのかもしれません。我々が目指す「新たな市民サービス」とは、つまり『煩わしい』と感じること⇒『やらねば』と感じるように、意識改革が必要があるかと思えます。京都市のように「移動式拠点回収」もありますが、美しい街金沢を守る意味でも「ポイ捨てパトロール・サービス」を定期的に始めるのもアリなのかなあと…これからは、現業職場の生き残りをかけたサバイバル・ワーク!!の幕開けでもあります。皆さんもこれからの将来を色々考えて見ませんか?

**Point 直営職員の現場経験こそが自然災害・コロナ禍等への最大の備えと変わる!!**

**コロナ・変異ウイルス感染拡大で「石川県緊急事態宣言」発令!!**  
**～こんな時代だからこそ地域の衛生面・環境面を守るのは「直営の使命」～**

委託化が進むなかで、委託化した事業を今一度『直営』に戻すことは簡単ではない事からも、災害対策のためだけに「職員確保」を要望することは難しいだけに、現場に精通する収集職員から積極的に市民ニーズに応えるべく、良質なサービスおよび市民と協働(連携)によるゴミの減量の推進も含めた『循環型社会』を構築することが最大の課題であります。

- | ＜直営体制での担うべき業務内容＞  | ＜直営体制での業務の在り方＞  |
|---|---|
| ① ゴミの適正排出・減量化の取り組み<br>② キメ細やかな市民サービスの提供<br>③ 実効的な収集コース(地図)作成<br>④ 委託業者等の適正な管理(監督)<br>⑤ 危機事象にかかる緊急時の対応 | 市民生活における環境の保全および公衆衛生の向上のための、安全と安定的かつ公平を保った「キメ細やかな市民サービスの提供」ができる体制の構築をする |



横浜市・民間委託からの専運!!

家庭ごみ収集に関しては、行政における財政難を理由に「安ければ安い方がよい」という風潮が蔓延し、収益性・効率化の追求が一段と強まった結果、ゴミ収集事業における全国の『直営率』が年々減少を続けています。そんな折りに平成21年の『横浜市事例』として、家庭ごみ収集運搬業務を民間業者に委託している横浜市(3区:栄・中・西)において、「燃やすゴミ」「燃やさないゴミ」を含む4種等に関して『市職員による収集(回収)に戻す』方針が出されました。

- ※ ちなみに金沢市における家庭系廃棄物の平成30年度実績値については、燃やすゴミ(定期収集:週2回)で69,251トンとなり、内訳については以下の通り。
- 直営収集:19,062トン
  - 委託収集:50,039トン
  - 自己搬入:150トン

この背景には、2007年に起きた中越沖地震に市職員を派遣した際の教訓から、災害時における『ゴミの放置』は感染症の拡大を含む「二次災害」を引き起こす可能性が大きく、横浜市では普段から市職員が「ゴミ集積場所を把握する必要性」を痛感する結果となったことで、直営体制での現場管理のノウハウが失われることも含め、日頃からの分別指導等での市民対応や委託業者の資質(キメ細かい対応に欠ける)面も考え、家庭ごみの収集を民間委託から『直営』に戻した経緯があります。この判断の背景には、決してゴミ収集業務は「単純労働職」ではないという証明にも繋がった事例でもあります。

**～単純に「ゴミ」を迅速に撤去したら終了ではなく、積極的に市民サービスを～**

災害ゴミが大量に発生したとしても、日常業務における『家庭ごみ』は並行して出続けるものであり、ゴミ収集業務を止める訳にはいかない。そこには当然、地域の道路事情等を熟知している直営職員が地元部隊と協力し合いながら、各地からの応援部隊等が来た際にも状況に合わせて処理計画を調整する必要があり、現場を知る人材(直営の収集部隊)でなければ「現実的な仕組み」は作れません。それだけ、現場経験を持つ職員は貴重な存在となります。

- ＜ゴミ収集業務に携わる直営職員を一定数確保すべき理由＞
- 市町村が行う必要がある「公的業務」であるため
    - …… 平成26年:廃棄物処理の民間委託化に関する最高裁判決
    - 『一般廃棄物処理には効率性・収益性のみ追求は間違いであり、暮らしの安心安全を守るためには市町村が直接関わりを強めること』
  - 災害時における経験値と実績(迅速な災害ゴミ処理体制の構築と運用)
    - …… 福井豪雨、能登半島地震、金沢浅野川豪雨、東日本台風～長野県～等



**N市従労NEWS**

第176号  
 発行2021年6月5日  
 金沢市従労組 情報宣伝部



大雪でも市民サービス重視!!

確かに、民間事業者との「災害時の協定」を結ぶことで、対応・対策等を求めることは不可能ではないとしても、被災した際に追加的な現場の作業員等を集めて回収作業を行ったり、災害廃棄物回収という新たな仕組みでの「収集」を構築すること、他の自治体の応援部隊等との連携作業(人材の配置・調整)を行うなど…公的な問題が多く関わる『廃棄物収集』を簡単に任せることが、本当に正しい判断なのか?に疑問が残ります。

平成16年7月に起きた「福井豪雨」、平成19年3月に起きた「能登半島地震」、平成20年7月に起きた「金沢浅野川豪雨」、平成30年2月の豪雪「金沢市:総降雪量282cm」、令和元年10月に起きた「東日本台風～長野県～」、令和3年1月の豪雪「金沢市:総降雪量171cm」…災害現地への支援活動は勿論、記録的な大雪の際にも「立ち往生」や「渋滞」「事故」等が連日発生する中でも、タイヤチェーンを装着し収集業務にも創意工夫(ブルーシート・カンネット利用)をしながら、市民生活に影響を与えない協力体制を発揮し、決められた就業時間内に『無事故』で乗り切った実績、ボランティア参加等も含めた「災害活動」に従事した『直営職員』の経験等は貴重な財産であり、今後起こりうる災害時におけるゴミ処理計画づくり、市民への事前啓発活動、発災後の支援活動(受け入れ時)対策に確実に活かせることは間違いありません。



現場を知る貴重な人材の確保!!